第２回投票環境の向上方策等
に関する研究会資料
（平成 26 年 6 月 16 日）

都道府県選挙の選挙権の取扱いについて

１　地方選挙の選挙権

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第９条第２項は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者について、以下の要件を定めている。

①　日本国民であること
②　年齢満２０年以上の者であること
③　市町村の区域内に、引き続き３ヶ月以上住所を有する者であること

２　都道府県選挙の選挙権の特例

法第９条第４項は、その属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、当該都道府県の選挙権を引き続き有する旨規定している（昭和３７年法改正により創設）。

なお、この場合の住所の移転は、市町村を単位として１回に限られ、２回以上住所を移転した場合は都道府県の議会の議員と長の選挙権は認められないことと解されている。例えば、同一都道府県内のＡ市からＢ町に住所を移し、更にＢ町から同一都道府県内のＣ市に住所を移した場合には、当該都道府県の選挙権は認められない。

３　上記２の場合の投票の手続

Ａ市で選挙権を有する者が同一都道府県内のＢ町に移転した場合は、当該都道府県の議会の議員と長の選挙権は従前どおり有することとなる。この場合、選挙人名簿に登録されているＡ市において投票を行うこととなる。

この場合において、選挙人は、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書」（以下「引続証明書」）を提示しなければならない（同条第２項）。

この「引続証明書」は、全国いずれの市町村の長（※）に対しても交付の申請を行うことができる（公職選挙法施行令第３４条の２第１項）。

（※）　住民基本台帳ネットワークシステムについて、平成１５年に住民票の写しの広域交付が開始されることとなったことに伴い、同年の政令改正において、選挙人が現に住所を有する市町村の長のみならず、全国いずれの市町村の長に対しても、引続証明書の交付の申請をできることとされた。

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、**住民の利便の増進**と**国及び地方公共団体の行政の合理化**に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、**全国共通の本人確認**ができるシステムを構築。

- ➢市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に本人確認情報を送信
- ➢本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

⇨ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム

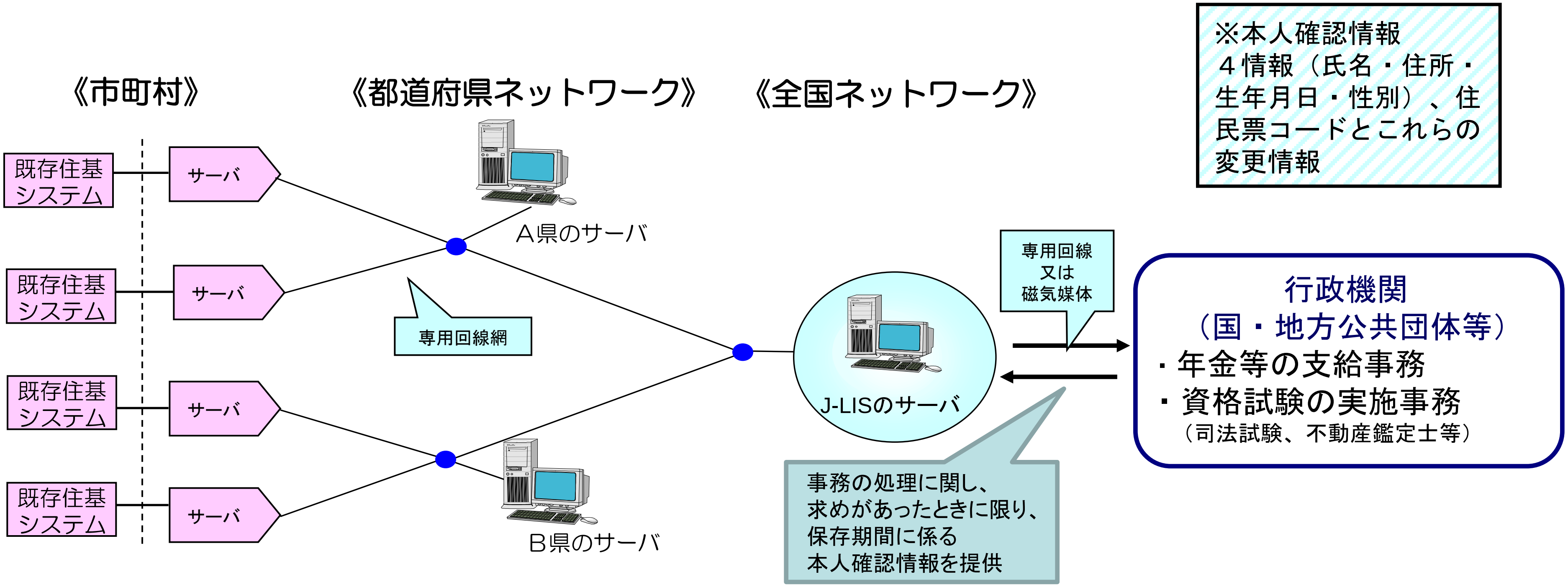

• 既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、地方公共団体情報システム機構のサーバ及び行政機関のサーバー間での通信はFW（ファイアーウォール）によって制御されている。

○公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）（抄）

（選挙権）

第九条　日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2　日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3　前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

4　第二項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。

5　第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

（投票所においての投票）

第四十四条　選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2　選挙人は、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。）の対照を経なければ、投票をすることができない。

3　同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が、従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合においては、前項の選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示しなければならない。

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書）

第三十四条の二　同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、いずれかの市町村の長に対して、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の交付を申請することができる。

2　市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有すると認めるときは、直ちに同項の証明書を交付しなければならない。

○公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）（抄）

（引き続き同一都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の様式）

第四条　令第三十四条の二第一項の証明書は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない

第四号様式の三（令第三十四条の二第一項の証明書の様式）（第四条関係）

本様式…追加〔昭和三七年五月自治令七号〕、旧四号様式の二…繰下〔昭和三七年一二月自治令二六号〕、旧四号様式の三…繰下〔昭和四一年八月自治令一九号〕、旧四号様式の七…繰上〔昭和四四年五月自治令一四号〕、一部改正〔昭和四九年一二月自治令四五号・平成元年四月一六号・一五年七月総務令一〇〇号〕

証　明　書

住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地

氏　　名

右の者は、平成何年何月何日　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地から当該都道府県の区域内の本市（区）（町）（村）（何郡（市）（区）何町（村））の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

平成何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）長　氏　　名　印